

後期高齢者医療保険料の賦課誤りについて

令和3年8月19日
郡山市市民部
国民健康保険課
担当：菊地 幸一
TEL：924-2146

後期高齢者医療保険料の算出に必要な住民情報について、本市の一部被保険者に係るデータに送信漏れがあったため、保険料を過大に賦課したことが判明したので報告します。

- 1 内容 後期高齢者医療保険料は、市町村の住民情報・所得情報を基に福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が賦課決定することから、市町村は定められた情報を広域連合に送ることになっている。平成30年に異動があった住民情報の一部について、郡山市から広域連合へ送信漏れがあったことにより、誤った住民情報に基づき保険料が賦課された。

- 2 件数及び金額 ・対象者数 1名（2件）
・影響額 17,100円

賦課年度	件数	誤った保険料額	正しい保険料額	保険料差額
令和2年度	1	43,300円	34,600円	8,700円
平成31年度	1	41,600円	33,200円	8,400円

- 3 原因 令和元年11月まで使用していた旧後期高齢システムにおいて、広域連合へ住民異動データを送信する際に、一部の異動情報が正確に反映されず、広域連合へ送信していた。

- 4 今後の対応 ・対象者には今回の経緯を御説明するとともに、過大に賦課した保険料の差額分を返還します。
・今後は、定期的に広域連合と本市のデータの突合を行い、再発防止に取り組めます。